

訪問入浴サービス事業について

訪問入浴サービスって、どんな事業？



在宅の重度の身体障害者等の生活を支援し、その家族等の負担を軽減するため、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴介護を提供する事業です。

「利用上限日数」 5日/月

【内容】

- 障害者等の居宅を訪問し、浴槽を提供して下記内容による入浴の介護を行います。
- (1) 入浴、清拭及び洗髪等
 - (2) 血圧、脈拍及び体温測定等による健康管理
 - (3) その他、健康相談及び助言指導等の必要な処置

訪問入浴サービスが利用できる方は？



次の ~ いずれにも該当する方が対象となります。

身体障害者手帳1級又は2級に該当する方
3歳未満の身体障害児については、同等の障害程度と認められる方も含みます。
訪問入浴によらなければ、入浴が困難な方
医師の診断により、入浴を認められている方

具体的な利用者像は次の通りですが、これに限られるものではありません。

	類型	状態像
意思疎通に著しい困難を有し、かつ、四肢のすべて又は一部に麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者等のうち、右のいずれかに該当する者	気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者又は医師の診断書により、特別な医療が必要となる者	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・筋萎縮性側索硬化症(ALS) ・遷延性意識障害 等
	最重度の知的障害がある者	・重症心身障害(児)者 等

利用料金は？



事業費の1割を負担していただきます。
詳細は次の表をご覧ください。
(ただし、生活保護世帯及び低所得世帯は0円)
その他、事業の実施に必要となる材料費及び交通費等実費などの実費負担があります。

訪問入浴サービス区分	利用者負担額 (1回あたり)
全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	875円
全身入浴を実施した場合	1,250円

訪問入浴サービスが利用できる事業所は？



別紙「津山市訪問入浴サービス事業所一覧」をご覧ください。

その他、事業に関するお問い合わせは下記へお願いします。

津山市環境福祉部
社会福祉事務所障害福祉課
〒708-8501 津山市山北520番地
[TEL] 0868-32-2067
[FAX] 0868-32-2153